

シリーズ
原発・いのち・みらい
その66

東電福島原発 作業員のリアル

片山 夏子（東京新聞福島特別支局長）



水素爆発をした4号機の1週間後。建屋近くには防護服や全面マスクを着用した作業員の姿が見える=2011年3月22日（写真：東京電力ホールディングス）

ぐにやりと曲がった鉄骨。白煙を上げる原子炉建屋……。地方から来た作業員は初めて福島第一原発に入った時、恐怖で震えた。別の作業員は20kgの鉛板を背負いながら、水素爆発した建屋の最上階に全速力で駆け上がった。彼は顔全体を覆う全面マスクの苦しい息の中、激しく打つ自分の心臓の音と鳴り続ける線量計の音を聞きながら「早く終われ、早く終われ」と祈り続けた。

福島第一原発事故から10年半が過ぎた。事故直後、東京で国や東京電力の記者会見で次々原発を襲う絶望的な状況を聞きながら、水素爆発が次々起きる。爆心地にいる作業員たちがどうしているのかが気になってきた。次の爆発が起きたら生きて帰れるのか。どのくらい被ばくをしているのか。会見では作業員の様子までは見えてこなかった。

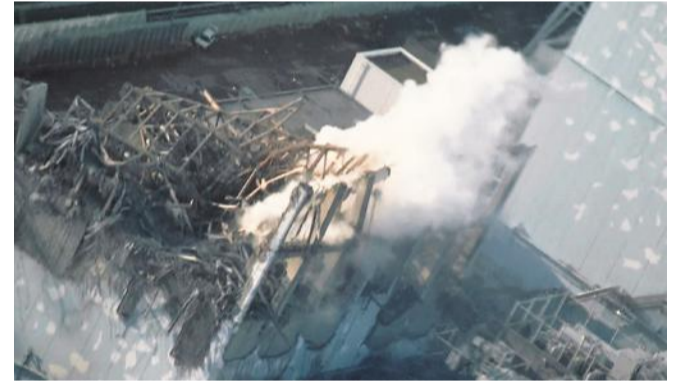
現場で何が起きているのかわかるには、国や東電の記者会見しかなく、福島第一原発はもちろんその周辺にも容易には入れない。そんな中で、2011年8月

もいた。特に初期は現場の放射線量も分からない中で、作業員たちは目の前の作業を何とかしようと決死の思いで働いていた。

問題は、作業員には厳しいかん口令が敷かれていることだった。作業員が取材を受けていることがわかれば、解雇される危険や、場合によってはその作業員の所属する会社ごと、仕事を失う可能性があった。作業員の宿泊先が集中していた原発から4、50km離れたいわき市の駅前やコンビニ、パチンコ店など作業員がいる場所に行き、一人一人声を掛けた。近くに支局や簡単に借りられる会議室もな

く、居酒屋の個室を使って取材をした。その日から寝ても覚めても、福島第一原発や作業員のことや頭を離れない日々が始まった。

事故から10年余が過ぎ、敷地全体の放射線量は事故直後に比べて格段に下がったが、原子炉建屋やその周辺では溶けた核燃料（デブリ）取り出しに向けて、高線量下での作業が続いている。そしてどんな作業でも必ず人の手が必要だった。作業員には年間や5年間の被ばく線量上限が決



水素爆発をした2日後に白煙を上げる3号機=2011年3月16日（写真：東京電力ホールディングス）

シリーズ
原発・いのち・みらい
その67

ALPS処理水の海洋放出 決定過程に問題あり

斉藤 典才（金沢市・外科）

政府は、2021年4月13日にALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出を閣議決定し、2年後に実施するとしていた。なぜALPS処理水を海洋放出してはいけないのかについては、専門家としての立場で、小出裕章氏（元京都大学原子炉実験所助教）が本紙2021年8月号で詳しく解説している。ここでは、

今回の政府の決定過程に問題があると思われる点について、いくつかの資料を紹介しつつ、当協会の考えを述べたい。

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に、数多く設置した多核種除去設備等（ALPS）のタンクが敷き詰められていたのは事実である。事故発生から10年以上が経過し、汚染水は今後も増え続けることから、これ以上、

水の取扱いに関する小委員会報告書」 <https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuutaisaku/committee/takakusyu/report.html>。

この報告書では、ALPS処理水の処分方法について、「地層注入」、「水素放出」、「地下埋設」、「水蒸気放出」、「海洋放出」の5つの方法が検討され、風評被害などの社会的影響は大きいとされている。一方、政府はALPS処理水の海洋放出を決定したが、本当にそれが最善の方法なのかについても疑問がある。龍谷大学教授の大島堅一氏が座長を務める原子力市民委員会のホームページに掲載されている（5面につづく）

第19回 原発・いのち・みらいシリーズ講演会

東京新聞福島特別支局長 片山夏子氏が語る。
「東電福島原発事故 作業員の10年間」
一人ひとりの声を記録して

講師 片山 夏子氏
（東京新聞福島特別支局長）
2021年
12月5日[日]
午前10時～正午



撮影：永野佳世

会場 定員50人とWEB (Zoom) の併催。
講師は会場で講演される予定。
開催方法

※詳細・申し込みは同封の案内チラシをご覧ください。

〈シリーズ〉憲法を生きる③⑧

日本学術会議・会員任命拒否問題(その4) 理由の調査と拒否の撤回を

木村 草太 東京都立大学教授



「憲法」を日常生活で意識することはなかなかありませんが、性別や人種によって差別されないことや、健康で文化的な生活を過ごすことなど、私たちが暮らしていく上で大切な権利を保障しています。しかし、実際には権利が守られていない現状もあります。このシリーズは、憲法の理念を再確認し、それを実現する社会保障制度を考える1歩にしようという企画です。

2020年9月、日本学術会議が推薦した会員候補のうち6人について菅義偉前内閣総理大臣は任命を拒否しました。学問の自由に関わることであり、どのような問題点があるのか解説していただきます。

(10月号のつづき)

前回述べた通り、2020年10月の菅前首相による日本学術会議会員の任命拒否は、違憲・違法と言ってよい。それでは、政府と会議は、この事態にどのように対応したか。

2020年秋の臨時国会で注目されたのが、定員不足という誰が見ても自明な違法状態についてだった。日本学術会議法(以下、日学法)は、会員の定員を210人と定め(同7条1項)、第25期の始期にあたり、その「半数」つまり105人を任命しなければならないと規定している(同3項)。

11月2日の衆議院予算委員会では、川内博史議員が、これらの規定に基づき「210名が会員としてそろわないので、総理大臣としての責任を果たしていないということになる」と指摘した。これに対し、

菅前首相は、「理論的には川内委員が言われるとおり」と答弁している。このやりとりは、素直に読めば首相が違法状態と認めたように見える。

しかし、11月6日の参議院予算委員会で、森ゆう子議員が「いま(定員不足の)違法の状態と認めるか」と質問したところ、首相は「今違法な状態ではないと思っています」と答弁した。もっとも、このとき、日学法の条文やその解釈を示すなどして、違法でないと「思っている」根拠を述べることはなかった。違法でないと答弁は、完全に首相の恣意的な思い込みと評価せざるを得ない。

これに対し、会議側は、極めて淡々と科学的に対応している。今年に入ってから、1月28日の幹事会声明では「日本学術会議法第七条に定められた会員210名をもって職務にあたるべきところが現員

は204名にとどまり、本会議の運営や職務の遂行に支障をきたす事態となっています」と批判している。210人中の6人は、大した数でないとの印象を受けるかもしれないが、会議の会員は、それぞれに専門分野を持っている。生物学者や物理学者の会員が多めに仕事を引き受ければ、法学者や哲学者の会員の仕事をフォローできるというものではない。これは、9人中の1人の欠員にすぎなくても、ピッチャーなしの野球チームが、試合を遂行できなくなるのと一緒だ。

また、4月22日の総会声明でも、日学法7条3項の「3年ごとに、その半数を任命する」との規定から、「内閣総理大臣には、第25期の発足にあたり、本会議の推薦に基づいて、105名の会員を任命することが法により義務づけられています」と指摘している。ノーベル賞受賞者を含む日本の科学者の代表が、首相に割り算(「半数」=105名)や引き算(6人足りない)を教えなければならぬのは、あまりに不毛だ。

会議から淡々と違法性を指摘されたまま、菅義偉前首相は退任することになった。新しい内閣は、なぜ菅前首相が任命を拒否したのか、その理由を調査・公表した上で、適法に対応する必要がある。そして、適法な対応は、任命拒否を撤回する以外にあり得ない。

日本国憲法第23条

学問の自由は、これを保障する。

アルプス処理水海洋放出の方針決定に 強く抗議する全漁連会長声明

4月7日、我々は菅義偉内閣総理大臣に対し、「漁業者・国民の理解を得られないアルプス処理水の海洋放出には、JFグループとして断固反対」であることをあらためて申し入れ、慎重な判断を強く求めたところである。それにもかかわらず、本方針が決定されたことは極めて遺憾であり、到底容認できるものではない。ここに強く抗議するものである。今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない。

国は、汚染水対策の過程における福島県漁連の要望に対し、アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分を行わないことを明確に回答しており、なぜ関係する漁業者の理解を得ることなくこの回答を覆したのか、福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である。(以下、略)

2021年4月13日
全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 岸 宏

動画「汚染水海洋放出は無責任の極み」(http://www.cenejapan.com/?page_id=10987)とは、海洋放出以外の選択肢として「大型タンク保管案」や「モルタル固化案」等も提起されているが、先の小委員会の報告書でこれらの方法が十分に検討された形跡はない。こうして全体を俯瞰してみると、政府の「海洋放出」決定過程に強い疑念を抱かざるを得ない。実際の海洋放出までにはあと1年半ほどあり、この決定を覆させるためにも、署名活動などで反対の意思表示をしていきたい。

(4面のつづき)

「アルプス(ALPS)処理水 海洋放出に反対する署名」へ ご協力をお願い

■署名方法(以下の①～③いずれかの方法で署名できます)

- ① 「石川保険医新聞」10月号同封の署名用紙に記入し、石川県保険医協会に返送。
- ② パソコンからネット署名(下記URLから)
<https://www.change.org/Save-the-Ocean-fm>
- ③ スマートフォンからネット署名(右のQRコードから)



■第1次締切 2021年11月22日(月)

■呼びかけ団体

みやぎ生活協同組合、宮城県漁業協同組合、宮城県生活協同組合連合会、福島県生活協同組合連合会

Dr. ぽんすけの保険Q&A



ぽんすけ: 訪問看護ステーションに10月～12月までの指示書を出すよ!あれ?10～12月の指示だから、毎月、訪問看護指示料を算定できるのかな?

天の声: ぽんすけ先生、訪問看護指示料は、患者さんを診療して指示書を交付することが要件です。なので、指示料の算定は指示書を発行した10月だけです。

ぽんすけ: なるほど～。あと、10月～12月の期間の指示を出して11月に特別訪問看護指示を出したときは、11月に特別訪問看護指示加算だけ算定するのかな?

天の声: 加算だけを算定することはありませんので、11月に訪問看護指示料+特別訪問看護指示加算を算定します。訪問看護指示料は月1回算定できますので、特別指示や指示内容の変更のために指示書を交付した場合は、すでに算定した月と同じ月でなければ、訪問看護指示料が算定できます。

(『保険診療の手引 2020年版』452ページ参照)